

改正

令和5年11月27日規則第43号

令和7年3月21日規則第21号

那須塩原市空き家等対策の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、那須塩原市空き家等対策の推進に関する条例（平成28年那須塩原市条例第3号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、条例及び空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(事情の把握等)

第3条 市長は、法第9条第1項に規定する調査を行い、所有者等が判明したときは、所有者等に対して空き家等の状況を伝えるとともに、今後の管理の方策についての考え方及び事情の把握に努めるものとする。

2 市長は、所有者等から当該空き家等の管理について助言を求められたときは、これに応じるものとする。

(立入調査)

第4条 市長は、法第9条第2項の規定により職員を空き家等に立ち入らせようとするときは、当該空き家等の所有者等に対し、立入調査実施通知書（様式第1号）により通知するものとする。

2 法第9条第4項の身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第2号）とする。

(助言又は指導)

第5条 法第13条第1項の指導を書面で行うときは、空き家等の適正管理に関する指導書（様式第3号）によるものとする。

2 法第22条第1項の助言又は指導を書面で行うときは、特定空き家等の適正管理に関する助言(指導)書（様式第3号の2）によるものとする。

(勧告)

第6条 法第13条第2項の規定による勧告は、管理不全空き家等の適正管理に関する勧告書（様式

第4号)により行うものとする。

- 2 法第22条第2項の規定による勧告は、特定空き家等の適正管理に関する勧告書(様式第4号の2)により行うものとする。

(命令)

第7条 法第22条第3項の規定による命令は、空き家等の適正管理に関する命令書(様式第5号)により行うものとする。

- 2 法第22条第4項の通知書は、空き家等の適正管理に関する命令に対する意見陳述機会の付与通知書(様式第6号)とする。
- 3 法第22条第4項の意見書は、空き家等の適正管理に関する命令に対する意見書(様式第7号)とする。
- 4 法第22条第11項の標識は、標識(様式第8号)とする。

(代執行)

第8条 法第22条第9項の規定により代執行を行うこととしたときは、戒告書(様式第9号)により所有者等に通知するものとする。

- 2 前項の戒告書の通知を受けた所有者等が期限までにその義務を履行しないときは、行政代執行令書(様式第10号)により所有者等に通知して代執行を行うものとする。
- 3 前項の代執行の執行責任者は、本人であることを示す証票として行政代執行責任者証(様式第11号)を携帯し、関係人の求めがあったときは、これを提示しなければならない。

(公表)

第9条 条例第8条第1項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 那須塩原市公告式条例(平成17年那須塩原市条例第3号)第2条第2項に定める掲示場への掲示
- (2) 市のホームページへの掲載
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

- 2 市長は、条例第8条第2項の規定により意見を述べる機会を付与するときは、空き家等の適正管理に関する公表に対する意見陳述機会の付与通知書(様式第12号)により通知するものとする。
- 3 前項の規定による通知を受けて意見を述べようとする者は、当該通知書に記載された提出期限までに、空き家等の適正管理に関する公表に対する意見書(様式第13号)を提出しなければならない。

(応急代行措置の手続)

第10条 条例第10条第1項に規定する応急代行措置を行ったときは、当該空き家等の所有者等に対し、空き家等の適正管理に関する応急代行措置通知書（様式第14号）により通知するものとする。

（その他）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年11月27日規則第43号）

この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）施行日から施行する。

附 則（令和7年3月21日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

立入調査実施通知書

第 号
年 月 日

様

那須塩原市長

印

空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定により、次のとおり空き家等の立入調査を実施することとしたので、同条第3項の規定により通知します。

なお、空き家等の所有者等若しくは状態が記載の内容と異なる場合又は既に何らかの措置をされている場合は、下記まで御連絡ください。

- 1 立入調査の対象となる空き家等
所在地
所有者等の住所及び氏名
- 2 空き家等の状態
- 3 立入調査の日時
- 4 立入職員の所属及び連絡先
那須塩原市役所（担当課名）
電話番号

(表)

| | | |
|---|-------|------|
| | | 第 号 |
| 立入調査員証 | | |
| 所 属 | | (写真) |
| 職 名 | | |
| 氏 名 | | |
| 生年月日 | 年 月 日 | |
| 上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。 | | |
| 年 月 日発行(年 月 日まで有効) | | |
| 那須塩原市長 | | 印 |

(裏)

| |
|--|
| 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)(抜粋) |
| 第9条 (略) |
| 2 市町村長は、第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。 |
| 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ちらせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等はその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。 |
| 4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 |
| 5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 |
| 注意 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 |

空き家等の適正管理に関する指導書

第 号
年 月 日

様

那須塩原市長

那須塩原市空き家等対策の推進に関する条例第4条の規定により、所有者等は、空き家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において適正に管理しなければならないことと定められています。

あなたが所有（管理）する空き家等については、管理不全な状態と認められるため、速やかに措置を講じられるよう空家等対策の推進に関する特別措置法第13条第1項の規定により、次のとおり指導します。

- 1 対象となる空き家等
所在地
所有者等の住所及び氏名
- 2 指導に係る措置の内容

- 3 指導に至った事由

- 4 本件の担当課
那須塩原市役所（担当課名）
電話番号

※ 正当な理由がなく2に示す措置をとらなかった場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法第13条第2項の規定に基づき、当該措置を勧告することがあります。なお、当該措置の勧告が行われた場合、1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様式第3号の2（第5条関係）
様式第3号の2（第5条関係）

特定空き家等の適正管理に関する助言（指導）書

第 号
年 月 日

様

那須塩原市長

那須塩原市空き家等対策の推進に関する条例第4条の規定により、所有者等は、空き家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において適正に管理しなければならないことと定められています。

あなたが所有（管理）する空き家等については、管理不全な状態と認められるため、速やかに措置を講じられるよう空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第1項の規定により、次のとおり助言（指導）します。

- 1 対象となる空き家等
所在地
所有者等の住所及び氏名
- 2 助言・指導に係る措置の内容

- 3 助言・指導に至った事由

- 4 本件の担当課
那須塩原市役所（担当課名）
電話番号

※ 正当な理由がなく2に示す措置をとらなかった場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第2項の規定に基づき、当該措置を勧告することがあります。なお、当該措置の勧告が行われた場合、1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様式第4号（第6条関係）
様式第4号（第6条関係）

管理不全空き家等の適正管理に関する勧告書

第 号
年 月 日

様

那須塩原市長

あなたが所有（管理）する空き家等について、 年 月 日付け
第 号により必要な措置を講ずるよう指導しましたが、現在に至っても
改善がなされておられません。

については、次のとおり速やかに周辺環境の保全を図るために必要な措置をとるよ
う、空家等対策の推進に関する特別措置法第13条第2項の規定により勧告します。

- 1 対象となる空き家等
所在地
所有者等の住所及び氏名
- 2 勧告に係る措置の内容

- 3 勧告に至った事由

- 4 本件の担当課
那須塩原市役所（担当課名）
電話番号
- 5 措置の期限

- ※ 5の期限までに2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく4に示す担当課まで連絡してくだ
さい。
- ※ 1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第7
02条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例
の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象
から除外されることとなります。

様式第4号の2（第6条関係）
様式第4号の2（第6条関係）

特定空き家等の適正管理に関する勧告書

第 号
年 月 日

様

那須塩原市長

あなたが所有（管理）する空き家等について、 年 月 日付け
第 号により必要な措置を講ずるよう（助言・指導）しましたが、現在
に至っても改善がなされておられません。

については、次のとおり速やかに周辺環境の保全を図るために必要な措置をとるよ
う、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第2項の規定により勧告します。

- 1 対象となる空き家等
所在地
所有者等の住所及び氏名
- 2 勧告に係る措置の内容

- 3 勧告に至った事由

- 4 本件の担当課
那須塩原市役所（担当課名）
電話番号
- 5 措置の期限

- ※ 5の期限までに2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく4に示す担当課まで連絡してくだ
さい。
- ※ 5の期限までに正当な理由がなくて2に示す措置をとらなかった場合は、同法第22条第3
項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。
- ※ 1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第7
02条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例
の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象
から除外されることとなります。

様式第5号（第7条関係）

（表）

様式第5号（第7条関係）

空き家等の適正管理に関する命令書

第 号
年 月 日

様

那須塩原市長

印

あなたが所有（管理）する空き家等について、 年 月 日付け
第 号により、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第3項の規定
に基づく命令を行う旨通知しましたが、現在に至っても（通知した措置・当該
通知に示した提出期限内の意見書等の提出）がなされませんでした。

については、次のとおり措置をとることを命ずることとしたので通知します。

1 対象となる空き家等

所在地

所有者等の住所及び氏名

2 命令の内容

3 命令に至った事由

4 本件の担当課

那須塩原市役所（担当課名）

電話番号

5 措置の期限

- ※ 2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく4に示す担当課まで連絡してください。
- ※ 5の期限までに2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、那須塩原市空き家等対策の推進に関する条例第8条の規定に基づく、命令に従わない者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者及び主たる事務所の所在地）等の公表及び空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第9項の規定による、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。

(裏)

(教示)

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、那須塩原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、那須塩原市を被告として（訴訟において那須塩原市を代表する者は那須塩原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第6号（第7条関係）
様式第6号（第7条関係）

空き家等の適正管理に関する命令に対する意見陳述機会の付与通知書

第 号
年 月 日

様

那須塩原市長 回

あなたが所有（管理）する空き家等について、年 月 日付け第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第3項の規定に基づき、次のとおり当該措置をとることを命令することとなります。ついては、法第22条第4項の規定に基づき、意見を述べる機会を付与しますので、意見がある場合には命令に対する意見書に意見を記載し、提出してください。

また、あなたは、本件に関して意見書の提出に代えて、本通知の交付を受けた日から5日以内に、市長に対し公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

1 対象となる空き家等

所在地

所有者等の住所及び氏名

2 命じようとする措置の内容

3 命令に至った事由

4 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先

那須塩原市役所（担当課名）

電話番号

5 意見書の提出期限

※ 2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく4に記載されている連絡先まで連絡してください。

様式第7号（第7条関係）
様式第7号（第7条関係）

空き家等の適正管理に関する命令に対する意見書

年 月 日

那須塩原市長 様

住所

氏名

⑩

電話

年 月 日付け 第 号にて通知のあった件について、
履行期限までに必要な措置を講じられなかった理由について、次のとおり意見を述べます。

1 対象となる空き家等

所在地

所有者等の住所及び氏名

2 必要な措置を講じられなかった理由

3 証拠書類等の有無

有 ・ 無

※ 所定の欄に記載することができないときには、別紙に記載の上添付してください。

※ 証拠書類等を提出するときには、添付してください。

標識

年 月 日

那須塩原市長

次の空き家等の所有者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第3項の規定に基づき、空き家等の適正管理のために必要な措置をとることを、

年 月 日付け 第 号により、命ぜられています。

1 対象となる空き家等

所在地

2 措置の内容

3 命令に至った事由

4 本件の担当課

那須塩原市役所 （担当課名）

電話番号

5 措置の期限

様式第9号（第8条関係）

（表）

様式第9号（第8条関係）

戒告書

第 号
年 月 日

様

那須塩原市長 回

あなたが所有（管理）する空き家等について、 年 月 日付け
第 号の空き家等の適正管理に関する命令書により 年 月
日までに適正管理をするよう命じたところですが、いまだに履行されてお
りません。

については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定に
より必要な措置を履行するよう次のとおり戒告します。

なお、期限までに履行されない場合は、同法第2条の規定により代執行を実
施し、これに要した費用をあなたから徴収します。

- 1 空き家等の所在地
- 2 履行すべき措置
- 3 履行期限
- 4 本件の担当課

那須塩原市役所（担当課名）

電話番号

※ 3の期限までに2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく4に示す担当課
まで連絡してください。

(裏)

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、那須塩原市長に審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、那須塩原市を被告として（訴訟において那須塩原市を代表する者は、那須塩原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第10号（第8条関係）

（表）

様式第10号（第8条関係）

行政代執行令書

第 号
年 月 日

様

那須塩原市長 回

あなたが所有（管理）する空き家等について、 年 月 日付け
第 号の戒告書により 年 月 日までに適正管理をするよ
う戒告したところですが、指定した期日までに履行されておられません。
については、行政代執行法第3条第2項の規定により次のとおり通知します。

- 1 空き家等の所在地
- 2 代執行を実施する事由
- 3 代執行を実施する日時
- 4 代執行責任者
- 5 代執行費用の概算見積額 円
- 6 本件の担当課

那須塩原市役所（担当課名）

電話番号

(裏)

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、那須塩原市長に審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、那須塩原市を被告として（訴訟において那須塩原市を代表する者は、那須塩原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第11号 (第8条関係)
様式第11号 (第8条関係)

(表)

| 執行責任者証 | |
|---|------------|
| 所 属 | |
| 職 名 | |
| 氏 名 | |
| 上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証明する。 | |
| 年 月 日 | |
| 那須塩原市長 印 | |
| 1 | 代執行をなすべき事項 |
| 2 | 代執行をなすべき時期 |

(裏)

| |
|---|
| 注意 |
| 1 この証票は、空き家等に係る代執行を執行する際、必ず携帯しなければならない。 |
| 2 この証票は、関係人の求めがあったときは、これを提示しなければならない。 |
| 3 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 |
| 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)(抜粋) 第22条 (略) |
| 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。 |
| 10～17 (略) |
| 行政代執行法(昭和23年法律第43号)(抜粋) 第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。 |

空き家等の適正管理に関する公表に対する意見陳述機会の付与通知書

第 号
年 月 日

様

那須塩原市長 回

あなたが所有（管理）する空き家等について、 年 月 日付け
第 号により必要な措置をとるよう命令しましたが、現在に至っても当
該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、那須塩原市空き家等対策の推進に関
する条例第8条第1項の規定に基づき、次の事項を公表することとなります。
ついては、同条第2項の規定に基づき、意見を述べる機会を付与しますので、
意見のある場合には公表に対する意見書に意見を記載し、提出してください。

1 公表する内容

- (1) 所有者等の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、主たる事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 空き家等の所在地
- (3) 命令の内容
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先

那須塩原市役所（担当課名）
電話番号

3 意見書の提出期限 年 月 日

※ 2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく4に記載されている連絡先まで連絡してく
ださい。

空き家等の適正管理に関する公表に対する意見書

年 月 日

那須塩原市長 様

住所

氏名

⑩

電話

那須塩原市空き家等対策の推進に関する条例第8条第2項の規定に基づき、履行期限までに必要な措置を講じられなかった理由について、次のとおり意見を述べます。

1 対象となる空き家等

所在地

所有者等の住所及び氏名

2 必要な措置を講じられなかった理由

3 証拠書類等の有無

有 ・ 無

※ 所定の欄に記載することができないときには、別紙に記載の上添付してください。
※ 証拠書類等を提出するときには、添付してください。

様式第14号（第10条関係）
様式第14号（第10条関係）

空き家等の適正管理に関する応急代行措置通知書

第 号

年 月 日

様

那須塩原市長

印

あなたが所有（管理）する空き家等について、那須塩原市空き家等対策の推進に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおり応急代行措置を行ったので通知します。

- 1 措置を行った空き家等
所在地 那須塩原市
- 2 応急代行措置実施日時
- 3 応急代行措置の実施概要
- 4 応急代行措置に要した費用
- 5 費用負担
- 6 備考